

造船特定活動中に帰国した場合の取扱いについて

造船特定活動又は企業単独型造船特定活動（以下「造船特定活動等」という。）を行う外国人造船就労者が退職等により帰国（再入国許可による一時帰国の場合を除く。以下同じ。）した後、再度、受入造船企業又は企業単独型受入造船企業において造船特定活動等を実施することとなる場合、「外国人造船就労者受入事業に関するガイドライン」第8章の手続きが必要となります。

また、適正監理計画の変更申請等が必要となることがありますので、外国人造船就労者が退職等により帰国した後、再度、受入造船企業又は企業単独型受入造船企業において造船特定活動等を実施することとなる場合には、国土交通省海事局船舶産業課にお問合せください。

その他、以下の点にご留意いただきますよう宜しくお願いいたします。

1. 帰国報告

退職等により帰国した後、再度、造船特定活動等を実施することが予定されている場合であっても、外国人造船就労者受入事業に関する告示（平成26年国土交通省告示第1199号）に基づく国土交通省、地方入国管理局及び適正監理推進協議会事務局への報告が必要となります。

2. 活動期間

外国人造船就労者が本邦において活動できる期間は、造船分野技能実習に引き続き国内に在留する場合には2年間、造船分野技能実習を修了して国籍又は住所を有する国に帰国した場合、1年を経過しないうちに再入国する場合は2年間、1年以上を経過して再入国する場合は3年間とされております。

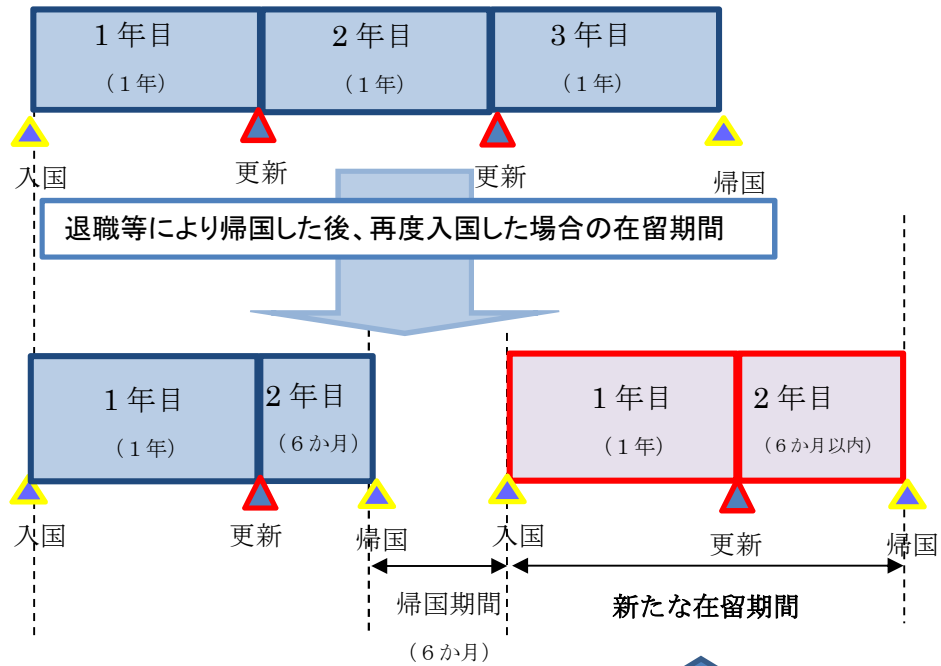
退職等により帰国した後、再度、造船特定活動等を実施する場合、新たな活動期間は、上記期間（2年又は3年）から、退職等により帰国する前に在留していた期間を引いた期間が上限となります（下図参照）。

なお、出入国管理及び難民認定法施行規則上、造船特定活動等を行う場合に付与される在留期間は、最短でも「3月」であるため、当該上限を超えた在留が認められる場合がありますが、造船特定活動等を行うことが認められる期間は、あくまでも当該上限の範囲内になることに御注意ください。

3. 留意事項

外国人造船就労者の非自発的な帰国は、外国人造船就労者の人権を著しく侵害する行為として、不正行為に該当する可能性があります。中途帰国者がいる場合には、不正行為に該当しないことを巡回指導等により確認することになります。

(例) 造船特定活動等を退職等により再入国許可を取得せずに帰国した後、再度入国して造船特定活動等に従事する場合の活動期間（造船分野技能実習を修了し、1年以上帰国していた外国人造船就労者が6か月間帰国する場合）



再度入国した後の最長の活動期間は3年ではありません。3年から在留していた期間を引いた期間が上限です。